

江田島市観光戦略チーム「一步」分科会の
運営支援等委託業務に係る公募型プロポー
ザル募集要項

平成30年5月

江 田 島 市
(産業部交流観光課)

目次

I	公募型プロポーザルの目的	1
II	委託業務内容	
1	業務名	1
2	委託期間	1
3	業務内容	1
4	概算事業費	2
5	事務局	2
III	提案者の参加資格	2
IV	参加に関する手続き	
1	募集スケジュール	2
2	募集要項等の配布	3
(1)	配布方法	3
(2)	配布期間	3
3	質問書の受付	3
(1)	提出方法	3
(2)	質問の受付期間	3
(3)	質問への回答	3
4	参加表明書の提出	3
(1)	提出書類	3
(2)	提出期間	3
(3)	提出方法	3
5	企画提案書の提出	4
(1)	企画提案書への記載内容	4
(2)	提出部数等	6
(3)	提出期限	6
(4)	提出方法	7
6	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	7
(1)	日時	7
(2)	場所	7
(3)	内容	7
V	中途の参加辞退	7
VI	選考方法	
1	企画提案書等の審査	7
2	失格	8
3	審査基準	8
VII	その他	9

I 公募型プロポーザルの目的

江田島市では、平成 29 年 3 月に本市における観光客数、観光消費額の増加を目的として、本市のめざす将来像を設定し、その実現のための基本方針と具体的施策について示した「江田島市観光振興計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。本計画では、本市における観光振興の具体的な取組の主体として観光推進組織を組成することも定めており、平成 30 年 1 月 18 日には、観光協会、商工会、市が三位一体となった組織、観光戦略チーム「一步」（以下、「一步」という。）を立ち上げ、観光施策を立案・実施することを決定しています。

「一步」では、本市の認知が極めて低いことや、認知が低いにもかかわらず、効果的な P R 用ツール等が整備されていないことなどを課題として認識するとともに、この取組が、本市における官民を挙げた観光振興に資する初めての具体的な取組で、以降につながる持続的な取組とするためにも、チームの成功体験として認知されやすい P R 用ツールを制作することとしています。

本業務は、「一步」事務局（交流観光課）と連携して、「一步」分科会における観光振興に関する議論を活性化させるために、ワークショップ等を開催するなど、分科会運営の支援を行うほか、分科会等での議論を経て決定した江田島市の観光の方向性に基づく観光ガイドブック等の P R 用ツールを作成するとともに、効果的なプロモーションが実施できる施設等に当該 P R 用ツールを配布する業務を行うものです。

本計画に定める観光客数等を達成させるためにも、計画において全方位的に紹介されている無数の観光資源をチームによる検討により体系的に整理し、ターゲットに対して適切な情報発信ができるよう本市観光の方向性を決定する必要があるとともに、誘客促進に繋がる情報発信スポットに当該 P R 用ツールを備え付けるなど、効果的なプロモーションを実現させる必要があります。

そのため、効率的かつ効果的に本事業を実施するためにも、観光振興に関する幅広い知見や、観光・旅行関連の業務等に関する専門的な知見と業務遂行能力を有する外部専門家に業務を委託することが効果的であることから、業務の委託にあたって、あらかじめ事業者を特定する必要があるため、公募型プロポーザルを実施します。

II 委託業務内容

1 業務名

江田島市観光戦略チーム「一步」分科会の運営支援等委託業務

2 委託期間

契約締結の翌日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

3 業務内容

別紙の「江田島市観光戦略チーム「一步」分科会の運営支援等委託業務基本仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。

4 概算事業費

本業務に係る費用は、次のとおりとする。

10,529,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

5 事務局

江田島市大柿町大原 505 番地

江田島市産業部交流観光課

TEL 0823-43-1644 FAX 0823-57-4432

E-mail kankou@city.etajima.hiroshima.jp

Ⅲ 提案者の参加資格

提案者は次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- 1 提案内容の実施に必要な知識，経験，資力，信用及び技術的能力を有すること。
- 2 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者
 - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 破産法(平成16年法律第75号)第17条若しくは第18条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者
 - (5) 国税，地方税を滞納している者
 - (6) 江田島市暴力団排除条例(平成23年江田島市条例第1号)第2条第1号の暴力団及び同条第2号の暴力団員並びに同条第3号の暴力団密接関係者に該当する者
 - (7) 江田島市観光戦略チーム「一歩」分科会の運営支援等委託業務プロポーザル方式受託者特定審査委員会委員が関係する事業所に所属する者

Ⅳ 参加に関する手続き

1 募集スケジュール

プロポーザルの実施案内(公告)	平成30年5月17日(木)
募集要項等の配布	公示日から平成30年5月22日(火)まで
質問の受付	公示日から平成30年5月23日(水)まで
質問に対する本市からの回答期限	平成30年5月28日(月)
参加表明書の提出期限	平成30年5月29日(火) 午後5時
企画提案書の提出期限	平成30年6月7日(木) 午後5時
プレゼンテーション，選考	平成30年6月15日(金)
選考結果の通知	平成30年6月下旬

2 募集要項等の配布

(1) 配布方法

ア 江田島市産業部交流観光課(江田島市役所本庁舎2階)で配布します。

イ 江田島市ホームページからもダウンロード可能です。

(2) 配布期間

公示日から5月22日(火)まで

3 質問書の受付

(1) 提出方法

本プロポーザルに係る質問がある場合には、「質問書(様式第3号)」を記入の上、事務局あてにEメールまたはFAXで提出してください。なお、質問書を送信した際には必ずその旨を事務局あてに連絡し、質問書の着信を確認してください。

(2) 質問の受付期間

公示日から5月23日(水)まで

(江田島市役所の閉庁日を除く)

(3) 質問への回答

質問書の提出があった場合には、5月28日(月)を期限として質問者に対し随時回答します。また、ホームページでも随時その内容を公表します。

4 参加表明書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要項、仕様書及び江田島市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出してください。

ア 参加表明書	様式第1号
イ 会社概要書	様式第2号
ウ 法人登記簿謄本	履歴全部事項証明書で申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
エ 印鑑登録証明書	申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
オ 納税証明書	平成29年度の国税及び本店所在地の地方税に未納がないことを証する証明書(納税証明書や完納証明書など)で、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
カ 財務諸表等の写し	直近決算の財務諸表及び税務申告書の写しなど

(2) 提出期間

公告日翌日の8時30分から平成30年5月29日(火)午後5時まで

(江田島市役所の閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により事務局へ提出してください。

5 企画提案書の提出

(1) 企画提案書への記載内容

表紙には「江田島市観光戦略チーム「一步」分科会の運営支援等委託業務 企画提案書」と記載するとともに、提案者名を記載し、提案者が押印してください。

ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には提案者の会社名、住所、氏名、社票など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

企画提案書に記載する内容は、文書、イメージ図などを用い、下記の内容について具体的に記載してください。

ア 事業実施に関する基本的な内容

(ア) 業務を行うにあたっての基本方針

(イ) 業務の実施体制

業務全体の管理責任者を明確にするとともに、業務ごとの責任者、スタッフを記した体制図を作成してください。なお、全体の管理責任者、業務ごとの責任者については、年齢、役職、職歴等を記載した資料を作成してください。

(ウ) 類似事業等に関する業務実績

実施主体（クライアント）、実施年次、事業費、事業内容、成果を記載してください（複数記載可）。

(エ) 業務の実施スケジュール

イ 企画提案

仕様書「4 業務内容」への取組方針、実施方法等について下記の項目の下線部について提案内容を記載してください。その際、提案内容ごとに対応する審査基準の項番（審査基準イー①等）を併記してください。

(ア) 「(1) 効果的な本市観光PRを実施するために必要な本市観光の方向性検討及び提案」に関すること

「一步」において、総観光客数及び観光消費額の増加に効果的と想定している以下のターゲットを参考に、提案者が本事業において取り組むべきと考える客層・対象地域等を定め、その選定理由を明記してください。

併せて、定めたターゲットに対して江田島市の魅力を発信し、誘客に結びつけるためのプロモーション実施のため、「一步」分科会による意見の抽出、検討を経て、受託者の知見も踏まえた本市観光の方向性を検討し、事務局に提案するための基本的な考え方、方法等を具体的に記載してください。（審査基準イー①）

【「一步」で想定するターゲット】

客層：ファミリー、カップル、若者グループ、女子旅

地域：① 広島市、呉市を中心とした近隣市町及び広島県内の市町

② 東京都及びその通勤圏内の市町

③ ①を除く関西以西から九州北部地域の中核市以上の都市

(イ) 「(2) 分科会による本市観光の方向性検討のためのワークショップ等の開催」
 に関すること

下記の分科会において、本計画に定める総観光客数、観光消費額の達成を目指すうえで必要な本市観光 PR を行うために、効率的・効果的に情報発信できるように本市の無数の観光資源を体系的に整理し、本市観光の方向性を検討するためのワークショップ等を開催するとともに、方向性に従って実施すべき事業構想案を策定していただきます。

【ワークショップ等を開催する分科会】

名 称	役 割
①コンテンツ開発チーム	観光スポット、体験プログラム等の開発・体系的な整備
②魅力ある食と産品チーム	観光地に欠かせない「食」と「土産物」の充実、販路拡大
③プロモーションチーム	戦略的な広報の検討・実施と PR イベント等の開催

※名称はいずれも仮称

本業務実施の趣旨に基づき適切な成果が得られるよう、各分科会においていずれも最低2回以上のワークショップを開催することとし、必要に応じて複数の分科会間の横断的なワークショップを開催することもできます。

ワークショップ等の開催全般に関する基本的なコンセプト、各分科会の開催回数、開催方針等について記載してください。(審査基準イ-②)

また、①～③の分科会ごとに実施するワークショップ等の開催内容について、目的、実施内容、見込まれる成果を具体的に記載してください。(審査基準イ-③, ④, ⑤)

(ウ) 「(3) 観光PR用ツールの制作等」に関すること

以下の内容を参考に、設定したターゲットに対するプロモーションのために効果的なPR用ツールを「一歩」プロモーションチーム等と連携し制作していただきます。

【参考】観光PR用ツール／制作は各10,000部・個とする

① 観光ガイドブック等

a 観光ガイドブック

A 5判 オールカラー(4色/4色) 全24頁

b 観光ガイドマップ

A 2判 オールカラー(4色/4色) 2つ折+5山6面蛇腹折

② ノベルティグッズ

「オリジナルイメージを印刷した名入れボールペン」と同程度のPR効果が得られるノベルティグッズ

上記① 観光ガイドブック等の a・b について、提案者が同等以上のPR効果

が得られると考える観光ガイドブック等の内容（必ず紙媒体のもの）をその制作方法・体制，提案者が想定する効果，制作費等とともに，具体的に記載してください。その際，現在提案者が制作している観光ガイドブック等を参考として提出（1種類13部）してください。（評価基準イ－⑥）

また，上記② ノベルティグッズについても提案者が作成しようとする内容を具体的に記載するとともに，その制作方法・体制，提案者が想定する効果，制作費等について，具体的に記載してください。（評価基準イ－⑦）

(エ) 「(4) P R用ツールを活用した効果的なプロモーションの実施」に関すること

制作したP R用ツールを本市の地勢等も考慮し，上記(ア)の提案とも関連付けた上で，どのような施設等に配布・備え付けるかを具体的に記載してください。（審査基準イ－⑧）

また，電子納品するP R用ツールのイメージデータを活用した電子媒体等によるプロモーションの実施方法に関する現時点での案についても記載してください。（審査基準イ－⑨）

(オ) 「(5) その他」に関すること

チームによる取組の活性化や江田島市の観光振興に資する内容として，独自の企画提案等があれば具体的に記載してください。（審査基準イ－⑩）

ウ 業務見積書

本業務の実施に係る見積書を提出してください。見積書には業務に係る総額及び各業務の費用明細を記載してください。なお，この見積書は参考に提出を求めるもので，契約の締結に当たっては，別途見積書の提出を求めます。

(2) 提出部数等

ア 提出部数

正本1部，副本12部

イ 書式体裁

5(1)ア・イに関する企画提案書はA4判とし，表紙，裏表紙を含め28頁以内とします。（資料やイメージ図など，見やすくするためA3判を使用する場合は1枚を2頁とし，A4判の大きさを3つ折りにしてください。）

ウ その他

企画提案書は1者1提案とする。また，採用された提案の著作権は江田島市に帰属します。

(3) 提出期限

平成30年6月7日（木）午後5時

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により事務局へ提出してください。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書を提出した提案者に対してプレゼンテーションの実施を求めるとともに、必要に応じてヒアリングを実施します。プレゼンテーションは提出済みの企画提案書を用いて行うこととし、追加資料の提出は認めないこととします。なお、プレゼンテーションの詳細な日時、場所、内容等については提案者に通知します。

(1) 日時

平成 30 年 6 月 15 日（金）（予定）

(2) 場所

江田島市役所（予定）

(3) 内容

ア 説明及び質疑応答を含め、プレゼンテーション時間は 30 分程度とします。

イ プレゼンテーションに参加する説明員は、1 社につき 3 名以内とします。

V 中途の参加辞退

参加申込書の提出後に提案を辞退される場合には、参加辞退届（様式第 4 号）を提出してください。

VI 選考方法

1 企画提案書等の審査

- (1) 企画提案書の審査は、江田島市観光戦略チーム「一步」分科会の運営支援等委託業務プロポーザル方式受託者特定審査委員会により行います。
- (2) 提案者について、プレゼンテーション実施後、提案書の評価項目に対し評価を行うとともに、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査します。
- (3) 評価項目に基づき、審査委員による採点を行います。審査の結果、合計得点が 6 割未満の提案者は、事業候補者に選定しません。
- (4) 審査結果に基づき、評価点数の総合計が最高得点の提案者を事業候補者（優先交渉権者）とし、2 番目の得点の者を次点候補者として選定します。最高得点の提案者が複数の場合は、審査委員会の議決により選定します。
- (5) 提案者が 1 者の場合であっても、審査は行うものとし、審査の結果、合計得点が 6 割以上の場合には、その提案者を事業候補者として選定します。
- (6) 審査結果は提案者に文書にて通知します。また、審査結果は原則として公開します。（ただし、個人情報・企業情報等を侵害する恐れがあると認められる場合は、企画提案者と協議のうえ、一部を非公開とする場合もあります。）なお、審査結果に対する

異議の申し立てはできないものとする。

- (7) 不採用の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面により事務局に対して不採用の理由について説明を求めることができます。

2 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を経過してから提案書などを提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、本要項に違反すると認められた場合

3 審査基準

評価項目		配点
ア 基本方針，業務体制・類似事例の内容		15
基本方針	本業務の目的を理解した提案がなされているか。	5
業務体制	本業務を確実に履行できる体制となっているか。	5
類似事例	本業務を遂行するための知見，ノウハウを有しているか。	5
イ 企画提案の内容（仕様書 4 業務内容）		85
提案内容	① 4(1) 本市の観光客数等の増加に向けたターゲットの選定，ターゲットに対する観光PRの実施に必要な本市観光の方向性の検討及び提案をするための基本的な考え方，方法等は妥当か。	10
	② 4(2) ワークショップ等の開催全般に関する基本的なコンセプト，各分科会の開催回数，開催方針等は適切か。	10
	③ 4(2)ア① コンテンツ開発チームで実施するワークショップ等の開催内容は具体的で，適切な内容となっているか。	10
	④ 4(2)ア② 魅力ある食と産品チームで実施するワークショップ等の開催内容は具体的で，適切な内容となっているか。	10
	⑤ 4(2)ア③ プロモーションチームで実施するワークショップ等の開催内容は具体的で，適切な内容となっているか。	10
	⑥ 4(3)ア 観光ガイドブック等の制作に関する提案内容（制作方法，効果，費用，体制等）は適切な内容となっているか。	10
	⑦ 4(3)イ ノベルティグッズの制作に関する提案内容（制作方法・体制等，効果，費用）は適切な内容となっているか。	5
	⑧ 4(4)ア 作成したPRツールの配布先等は適切な内容となっているか。	10
	⑨ 4(4)イ 提案は，現実的でPR効果が期待できる内容となっているか。	5
	⑩ 4(5) 独自の企画提案等について，効果的かつ魅力的な内容となっているか。	5
合 計		100

Ⅶ その他

- 1 企画提案書の作成にあたっては、本要項等と合わせて配布する以下の資料を参考に作成してください。

資料1 江田島市観光振興計画 ～はじめの一步宣言～

資料2 江田島市印象調査実施業務調査報告書

資料3 観光客の周遊状況に関する実地調査報告書

資料4 江田島市G A P調査報告書

資料5 「第22回路面電車まつり」アンケート

- 2 提案書の作成、応募、プレゼンテーションへの参加など、本プロポーザル提案に要する費用は提案者の負担とします。
- 3 提出された書類等は返却しません。
- 4 提出された書類等は、提案者に無断で本プロポーザルの審査以外に使用しません。
- 5 提出された書類等は、審査及び説明の目的のため、複写して使用することができるものとします。
- 6 提出した提案書と見積書の提出期限後の差替え、追加、削除等は一切認めないものとします。